平成２２年（フ）第２２６号
埼玉県深谷市田谷306番地
債務者　荒井　邦佳
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県佐倉市中志津１丁目20番５号
債務者　高倉　清子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県富里市久能204番地６
債務者　三橋　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県富里市久能204番地６
債務者　三橋　美華
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４３号
千葉県四街道市山梨1382番地１
債務者　小野委久子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５１号
千葉県成田市松崎1647番地１　第５エビスコーポ108号、住民票上の住所千葉県富里市中沢427番地57
債務者　岡本　由香
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８２号
千葉県東金市道庭573番地　小林アパート３号棟
債務者　山本　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９１号
千葉県山武郡大網白里町南飯塚301番地28
債務者　山口　　豊（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４号
静岡県沼津市大岡833番地の１　石田団地Ｈ－３棟201号
債務者　渡邉　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
静岡県沼津市西添町29番地の１　セジュール西添Ｂ－102、前住所静岡県沼津市原町中３丁目13番地の11　エンゼルハイム原町104号
債務者　曽根　雅人
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
静岡県田方郡函南町仁田122番地の６　クエスト三田Ａ棟２階201号室、前住所静岡県田方郡函南町仁田750番地の１
債務者　土屋　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
静岡県沼津市原町中３丁目５番地の１　市営原町中団地Ｇ２－303
債務者　大野　久夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
静岡県沼津市原町中３丁目５番地の１　市営原町中団地Ｇ２－303
債務者　大野ちどり
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
静岡県沼津市松沢町11番地の12
債務者　三枝　正志
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
静岡県沼津市大塚289番地の13
債務者　小野　達也
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
静岡県伊豆の国市古奈1225番地の１　高橋ハイツ202号
債務者　瀧澤タマ子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字出町前11番地　エスポワール美津乃103号
債務者　森瀬　信広
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部